

件名	愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律（平成18年3月31日公布、同年4月1日施行）
<p>通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律の施行により、通勤の範囲の改定及び障害の等級に係る規定が改正されたことに伴い、愛媛県議会の議員その他非常勤の職員についても同様の措置を講ずるため標記条例の一部を改正する。</p> <p>【改正条例】 愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例</p> <p>【改正の概要】</p> <p>1 通勤の範囲の改定 次に掲げる移動を通勤の範囲に加える。 複数就業者の就業の場所から勤務場所への移動 単身赴任者の赴任先住所と帰省先住所との間の移動</p> <p>2 障害の等級に係る規定の改正に伴う規定整備等 障害の等級 障害等級 等</p> <p>【経過措置】 改正後の条例第2条の2第1項及び第2項の規定は、平成18年4月1日以降に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。</p>	
施行日	公布日施行（経過措置 有り）